

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会さくら市協賛取扱基準

1 趣旨

この基準は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会さくら市協賛取扱要項（以下「取扱要項」という。）第6項の規定に基づき、協賛の謝意及び協賛の表示について必要な事項を定める。

2 謝意実施基準

協賛者への謝意を表明する基準については、次のとおりとする。

協賛者	総額（相当額）	感謝状等	対応方法	対応者
企業・ 団体	10万円以上	感謝状	贈呈式	会長又は副会長
	10万円未満	礼状	郵送	
個人	5万円以上	感謝状	贈呈式	会長又は副会長
	5万円未満	礼状	郵送	

3 協賛者名掲載基準

協賛者名を掲載する基準については、次のとおりとする。

協賛者	総額（相当額）	ホームページ	報告書等	協賛物品	協賛者の 呼称使用
企業・ 団体	10万円以上	協賛者バナー 貼付、写真及 び記事掲載	協賛者名 掲載	掲載可能 物品全て に協賛者 名掲載	使用可
	10万円未満	協賛者名掲載			
個人	5万円以上	写真及び記事 掲載			
	5万円未満	協賛者名掲載			

4 備考

- (1) 協賛物品等については、市価に金額換算して総額（相当額）を算出する。金額換算が困難である協賛内容については、別途協議のうえ決定する。
- (2) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ実施する。なお、時期については、協賛された後の直近に開催される総会、又は個別に実施する。
- (3) 同一者から複数回にわたり協賛の申出があった場合は累積額により謝意を表すこととする。
- (4) 協賛者名の掲載先は、実行委員会ホームページ、報告書、協賛物品等とする。

- (5) ホームページのロゴ掲出やリンク先貼付については、実行委員会事務局にて内容確認のうえ対応する。
- (6) 協賛者の呼称使用の範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動やCSR（社会貢献活動）に限り、次の例により無償で使用できるものとする。なお、協賛者の呼称を使用したフレーズの掲載については、事前に実行委員会事務局に内容確認のうえ使用すること。

(例)

〇〇〇社は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会

さくら市開催

を応援しています。
の協賛企業です。
サッカー競技会を応援しています。
サッカー競技会の協賛企業です。

- (7) その他実行委員会が必要と認められた場合は、当基準は改正することができる。